

保存版

# 栃木県指定有形文化財所有者のための手引き

こんなときどうしたらいいの？



なるほど！  
わかったまる！



平成 30（2018）年 3 月

栃木県教育委員会事務局文化財課

## はじめに

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた文化財は、とちぎの歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであり、また将来の文化の発展の基礎をなすものです。

このような貴重な文化財を保存して次世代に継承するためには、大切に保存管理するとともに、積極的な公開などの活用が求められています。

栃木県文化財保護条例では、適正な管理のため、所有者が変更になった場合や県指定文化財の所在場所を変更する場合など、様々な手続が定められています。

所有者のみなさんには、この手引きをご活用いただくとともに、栃木県文化財保護条例の趣旨をご理解の上、文化財の適切な保存と活用に努めていただきますようお願いいたします。

## 文化財を守り、伝えるために

### ● 県有形文化財の指定を受けたら

栃木県教育委員会から栃木県有形文化財の指定を受けた場合、指定文化財の所有者には、保存管理等についていくつかの義務等が生じます。

#### 所有者の義務等

**【義務】** 文化財を適切に管理しなければなりません。

**【制限】** 文化財の現状を変更する場合は、県教育委員会の許可を受けなければなりません。

栃木県教育委員会から文化財の指定を受けると、指定書が市町教育委員会を通じて交付されます。この指定書は、所有する文化財が栃木県指定文化財であることを公証するものですので、大切に保管するようにしてください。

### ● 日常的な保存管理について

栃木県文化財保護条例第6条

文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等からできています。それぞれの材質に応じた環境で保存しましょう。

点検・清掃、環境整備、虫害等の防除などの日常的な管理が必要です。その際、文化財の材質や形状などに応じた対応が求められます。

近年、放火や盗難事件が数多く発生しています。保存環境の安全性が確保された場所での保存はもちろんのこと、火災、盗難、地震などにも留意しましょう。

### ● 文化財の公開について

栃木県文化財保護条例第6条

文化財は貴重な財産であり、次世代に継承しなければならない大切なものであると同時にできるだけ広く公開し、活用に努めることが求められています。

文化財の公開にあたっては、まず、文化財の状態を確認し、文化財に影響のない範囲で博物館等の展示環境の整った施設に寄託するなど、公開するように努めましょう。

## こんな場合に必要な手続は？

変更 に関すること			
●相続して、所有者が変わった。 ●指定文化財を譲り受けた。	➡	<u>所有者変更届</u> を提出してください。	3 ページハ
氏名や名称が変わった。		<u>所有者氏名変更届</u> を提出してください。	4 ページハ
引っ越して、住所が変わった。		<u>所有者住所変更届</u> を提出してください。	4 ページハ
博物館への寄託等により、指定文化財の所在場所が変わる。		<u>所在の場所の変更届</u> を提出してください。	5 ページハ

修理 に関すること			
所有している指定文化財を修理する。	➡	<u>修理届</u> を提出してください。	6 ページハ

事件・事故 に関すること			
指定文化財が自然災害に遭って損傷した	➡	<u>滅失等届</u> により滅失・棄損を届け出てください。	7 ページハ
指定文化財が盗まれた。		<u>滅失等届</u> により盗難を届け出てください。	7 ページハ
指定書を紛失した。		<u>指定書の再交付申請書</u> を提出してください。	8 ページハ

管理 に関すること			
長期間海外に滞在するので、指定文化財の管理を人に任せたい。	➡	<u>管理責任者選任届</u> を提出してください。	9 ページハ
管理責任者を解任したい。		<u>管理責任者解任届</u> を提出してください。	9 ページハ

各手続は、市町を経由して行うこととなりますので、申請書等は、お住まいの市町教育委員会文化財担当課に提出してください。（連絡先は 13 ページをご覧ください。）

## 1 変更に関すること

### ●所有者が変更になったとき

栃木県文化財保護条例第7条

相続や寄贈、売買等により指定文化財を取得した場合は、新所有者は、指定文化財の取得後、速やかに指定書を添えて「所有者変更届」(様式第13号)を提出する必要があります。

所有者が変更になる場合は、所有者変更届の提出が必要な旨を必ず新所有者にお伝えください。

また、新所有者は、取得した文化財に関し、条例に基づき旧所有者の権利と義務を承継することをよくご理解ください。

#### 《注意》

所有者の変更が生じた場合は、必ず、指定文化財とともに指定書を新所有者に渡してください。

所有者変更届の様式

様式第13号

様式第13号(第7条関係)

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

所有者変更届

次のとおり所有者が変更したので指定書を添えて届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由
- 8 その他参考事項

●所有者や管理責任者の氏名・名称・住所が変更になったとき

栃木県文化財保護条例第7条

商号変更や引越などにより、所有者や管理責任者の氏名もしくは名称や住所が変更になった場合は速やかに、指定書を添えて「所有者（管理責任者）氏名（名称）（住所）変更届」（様式第14号）を提出してください。

《注意》

届出にあたっては、商業法人登記事項証明書や住民票の記載事項と一致するかどうかを必ず確認してください。

所有者（管理責任者）氏名（名称）（住所）変更届の様式

様式第14号

様式第14号（第7条関係）

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

所有者（管理責任者）氏名（名称）（住所）変更届

次のとおり変更したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 指定文化財の所在の場所
- 4 所有者（管理責任者）の変更した氏名（名称）
- 5 所有者（管理責任者）の変更した住所
- 6 変更年月日
- 7 変更の理由

注 変更が所有者の場合は指定書を添付すること。

●指定文化財の所在の場所を変更するとき

栃木県文化財保護条例第9条

博物館への寄託に伴う移動など、指定文化財の所在場所を変更する場合は、あらかじめ「所在の場所の変更届」(様式第16号)を提出してください。

ただし、以下の場合は例外的に所在の場所の変更届の提出は必要ありません。詳しくは、市町教育委員会(13ページをご覧ください。)にお問い合わせください。

《届出が不要な例》

- 補助金の交付を受けて行う管理又は修理を行うため所在の場所を変更しようとするとき。
- 管理又は修理に関する勧告を受けて行う措置のため所在の場所を変更しようとするとき。
- 許可又は届出をして行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- 勧告を受けて行う出品又は公開のために所在の場所を変更しようとするとき。

《注意》

火災、震災、風水害等の災害のために所在の場所を変更したときは、変更後すみやかに届出を行ってください。

所在の場所の変更届の様式

様式第16号

様式第16号(第9条、第10条関係)

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

所在の場所の変更届

次のとおり所在の場所の変更について届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 現在の所在の場所
- 5 変更後の所在の場所
- 6 変更年月日
- 7 変更事由
- 8 その他参考事項

## 2 修理に関すること

### ●指定文化財の修理を行うとき

栃木県文化財保護条例第 14 条

わが国の文化財は、紙、絹、木材等からできたデリケートなものが多くあります。修理を行う場合、指定文化財を傷つけないよう注意しましょう。

指定文化財を修理しようとする場合は、必ず、市町教育委員会や県教育委員会に相談した上で、一定の知識や技量を持った修理技術者に任せるようにしましょう。

修理の準備ができれば、修理を行わせる前にあらかじめ「修理届」(様式第 19 号)を提出してください。

《届出が不要な例》

- 補助金の交付を受けて修理を行うとき。 ●修理に関する勧告を受けて修理を行うとき。
- 許可又は届出をして行う現状変更等による修理を行うとき。

《注意》

修理の際には、事前に市町教育委員会又は県教育委員会に十分に相談しましょう。

修理届の様式

様式第 19 号

様式第 19 号 (第 13 条関係)

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

修 理 届

次のとおり修理を行いたいので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 修理を必要とする理由
- 6 修理の内容及び方法
- 7 修理を行う場所
- 8 修理の着手及び終了の予定時期
- 9 その他参考事項
  - (1) 設計仕様書
  - (2) 修理を行う個所の写真又は見取図

### 3 滅失、き損、盗難などに関すること

#### ●指定文化財が滅失、き損、亡失、盗み取られたとき

栃木県文化財保護条例第8条

指定文化財の所有者は、放火や盗難などの人的被害や水害、虫害、地震等の自然災害から指定文化財を護らなければなりません。

万一、地震などの災害によって指定文化財がき損等した場合は、すみやかに市町教育委員会や県教育委員会に連絡相談し、適切な応急措置をとるようにしましょう。

き損等の事実を発見したら、すみやかに「滅失等届」(様式第15号)を提出してください。

《注意》

管理に不安を感じている場合は、博物館等に寄託するなど適切な方法で管理するようにしましょう。

滅失等届の様式

様式第15号

様式第15号(第8条関係)

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

滅 失 等 届

次のとおり滅失(き損)(亡失)(盗難)したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
- 5 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた日及び場所
- 6 滅失、き損、亡失又は盗難の事実の生じた当時における管理の状況
- 7 滅失、き損の原因及びき損の場合は、その個所及び程度
- 8 滅失、き損の事実を知った後に取られた措置
- 9 き損にあつては写真又は見取図を添えるものとする
- 9 その他参考事項

●指定書を紛失などしたとき

栃木県文化財保護条例施行規則第5条

万一、指定時に交付を受けた指定書を紛失などした場合は、指定文化財の保管場所やその他思い当たる場所を十分捜しましょう。

それでも見つからない場合は、市町教育委員会に事情を説明した後、「指定書再交付申請書」（様式第9号）により指定書の再交付を受けましょう！

《注意》

再交付申請をした後、指定書が発見されないことがないように、十分捜しましょう。

指定書再交付申請書の様式

様式第9号

様式第9号（第5条関係）

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

指 定 書 再 交 付 申 請 書

次の指定書を滅失（き損）（亡失）（盗難）したので再交付を申請します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 滅失（き損、亡失、盗難）の年月日及び場所
- 4 その他参考事項（盗難届の証明書等）

## 4 管理に関すること

### ●管理責任者を選任または解任したとき

栃木県文化財保護条例第6条

指定文化財の管理は、基本的に所有者が行います。しかし、海外旅行等で長期間不在にするなど、所有者に特別な事情がある場合、代わりに「管理責任者」を選任して、指定文化財の管理を任せることができます。

管理責任者を選任（解任）した場合は選任（解任）後、速やかに「**管理責任者選任届**」（様式第11号）または「**管理責任者解任届**」（様式第12号）を提出してください。管理責任者を変更した場合も、変更の届出（様式第14号・4ページ参照）が必要です。

管理責任者選任届の様式

様式第11号

様式第11号（第6条関係）

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

管 理 責 任 者 選 任 届

次のとおり管理責任者を選任したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任の年月日
- 6 選任の事由
- 7 その他参考事項

様式第 12 号（第 6 条関係）

年 月 日

栃木県教育委員会 様

住所

氏名

印

## 管 理 責 任 者 解 任 届

次のとおり管理責任者を解任したので届出します。

- 1 指定文化財の名称
- 2 指定の年月日及び記号番号
- 3 所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 解任管理責任者の氏名及び住所
- 5 選任の年月日
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 その他参考事項

## 文化財保護条例（昭和 38 年栃木県条例第 20 号）（抜粋）

### （目的）

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。) 第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち県にとって、重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化向上に資することを目的とする。

### （所有者又は占有者の管理義務及び管理責任者）

- 第六条 県指定有形文化財の所有者又は占有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。
- 2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代り県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
  - 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
  - 4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

### （所有者又は管理責任者の変更）

- 第七条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者に対して交付された指定書を添えてすみやかに教育委員会に届け出なければならない。
- 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るときは、指定書を添えて届け出なければならない。

### （滅失及びき損）

第八条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

### （所在の変更）

第九条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合はその者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合はこの限りでない。

### （修理）

第十条 県指定有形文化財の修理は、所有者が行なうものとする。

### （現状変更等の制限）

第十三条 県指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行

為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

#### (修理の届出)

第十四条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十一条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行なう場合はこの限りでない。

- 2 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は前項の届出に係る修理に関し指導と助言を与えることができる。

#### (所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づく教育委員会の勧告、指示その他の処分について旧所有者の権利義務を承継するものとする。

市町教育委員会の連絡先（平成30年1月時点）

市 町	文化財担当課	住 所	代表電話番号	FAX番号
宇都宮市	文化課	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2764	028-632-2765
足利市	文化課	足利市本城 3-2145	0284-20-2230	0284-21-1005
栃木市	文化課	栃木市万町 9-25	0282-21-2497	0282-21-2690
佐野市	文化財課	佐野市田沼町 974-1	0283-61-1177	0283-61-1142
鹿沼市	文化課	鹿沼市坂田山 2-170 鹿沼市民文化センター内	0289-62-1172	0289-65-6742
日光市	文化財課	日光市今市 304-1	0288-25-3200	0288-25-7334
小山市	生涯学習課	小山市中央町 1-1-1 小山市中央市民会館	0285-22-9669	0285-22-9560
真岡市	文化課	真岡市荒町 1201 真岡市公民館	0285-83-7731	0285-83-4070
大田原市	文化振興課	大田原市湯津上 5-1081 大田原市湯津上庁舎	0287-98-3768	0287-98-7124
矢板市	生涯学習課	矢板市矢板 106-2 生涯学習館	0287-43-6218	0287-43-4436
那須塩原市	生涯学習課	那須塩原市生あたご町 2-3	0287-37-5419	0287-37-5479
さくら市	生涯学習課	さくら市喜連川 4420-1	028-686-6621	028-686-5368
那須烏山市	文化振興課	那須烏山市大金 240	0287-88-6224	0287-88-2027
下野市	文化財課	下野市笹原 26	0285-32-6105	0285-32-8610
上三川町	生涯学習課	上三川町しらさぎ 1-1	0285-56-9159	0285-56-6691
益子町	生涯学習課	益子町大字益子 3667-3 益子町中央公民館	0285-72-3101	0285-72-3110
茂木町	生涯学習課	茂木町大字茂木 1720-1 ふみの森もてぎ	0285-64-1023	0285-63-3024
市貝町	生涯学習課	市貝町上根 1577 中央公民館	0285-68-0020	0285-68-0048
芳賀町	生涯学習課	芳賀町大字祖母井 548-1 芳賀町民会館	028-677-0009	028-677-4918
壬生町	生涯学習課	壬生町本丸 1-8-33 歴史民俗資料館内	0282-82-8544	0282-82-8544
野木町	生涯学習課	野木町大字丸林 571	0280-57-4188	0280-57-4192
塩谷町	生涯学習課	塩谷町大字船生 989-1 塩谷町生涯学習センター内	0287-48-7503	0287-48-7504
高根沢町	生涯学習課	高根沢町大字石末 1825 農村環境改善センター内	028-675-3175	028-675-3173
那須町	生涯学習課	那須町大字寺子乙 2567-10 那須町文化センター	0287-72-6565	0287-72-6566
那珂川町	生涯学習課	那珂川町小川 3789 那珂川町なす風土記の丘資料館	0287-96-3366	0287-96-3340
栃木県	文化財課	宇都宮市埴田 1-1-20	028-623-3424	028-623-3426



とちまるくんかもしか

栃木県教育委員会事務局文化財課  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20  
TEL:028-623-3424 FAX:028-623-3426  
e-mail: bunkazai@pref.tochigi.lg.jp